

副
本

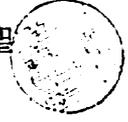
平成21年(行コ)第269号 八ッ場ダム費用支出差止等請求控訴事件
控訴人 柏村忠志 外19名
被控訴人 茨城県知事 外1名

証 拠 説 明 書 (2)

平成23年 10月 7日

東京高等裁判所第10民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖 

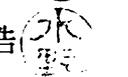
被控訴人茨城県知事指定代理人

小 又 眞 澄 
山 口 雅 樹 

玉 川 明 

朝 日 光 昭 

渡 辺 勝 彦 

水 野 正 浩 

岩 田 孝 夫 

金 井 政 喜 

志 田 健 文 

井 上 和 則 

今 井 和 敏 

被控訴人茨城県公営企業管理者指定代理人

大 信 保 典 

先 崎 浩 

岩 崎 英 雄 

神 谷 仁 

| 号 証 | 標 目 | | 作 成 年 月 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 |
|------------|--------------------------------------|----|------------|-------------------------|--|
| 乙271 | 平成21年茨城県の水道 (抜粋) | 原本 | H23.3 | 茨城県 (保健福祉部 生活衛生課) | 平成21年度における茨城 県内の水道事業の概要 |
| 乙272 の1 | 茨城県県南広域水道用水 供給事業変更認可申請書 | 写し | S54.8 | 茨城県 (企業局) | 昭和54年8月に茨城県県南 広域水道用水供給事業の変 更認可申請を行った事実 |
| 乙272 の2 | 茨城県県南広域水道用水 供給事業変更認可書 | 写し | S54.9 | 厚生大臣 | 昭和54年9月に茨城県県南 広域水道用水供給事業の変 更が認可された事実 |
| 乙273 の1 | 茨城県県西広域水道用水 供給事業認可申請書 | 写し | S56.1 | 茨城県 (企業局) | 昭和56年1月に茨城県県西 広域水道用水供給事業の認 可申請を行った事実 |
| 乙273 の2 | 茨城県県西広域水道用水 供給事業認可書 | 写し | S56.3 | 厚生大臣 | 昭和56年3月に茨城県県西 広域水道用水供給事業が認 可された事実 |
| 乙274 の1 | 平成22年(1月～12 月)工場立地動向調査の 結果について | 写し | H23.3.29 | 茨城県 (知事直轄立 地推進室) | 平成22年における茨城県 内の工場立地件数・立地 面積等の状況 |
| 乙274 の2 | 平成21年(1月～12 月)工場立地動向調査の 結果について | 写し | H22.3.31 | 同上 | 平成21年における茨城県 内の工場立地件数・立地 面積等の状況 |
| 乙274 の3 | 平成20年(1月～12 月)工場立地動向調査の 結果について | 写し | H21.3.31 | 同上 | 平成20年における茨城県 内の工場立地件数・立地 面積等の状況 |
| 乙275 | 茨城県南部地域産業活性 化基本計画 | 写し | H21.3 | 茨城県南部地 域産業活性化 協議会 | 茨城県南部地域産業活性化 基本計画において企業立地 の促進を図ることとされて いる事実 |
| 乙276 | 茨城県企業局経営懇談会 設置要綱 | 原本 | H21.7 | 茨城県企業局 | 平成22年3月に実施した 水道用水供給事業再評価を 審議した茨城県企業局経営 懇談会の設置要綱 |

| 号 証 | 標 目 | | 作 成 年 月 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 |
|------|---------------------------------------|----|------------|-------------------------|--------------------------|
| 乙277 | 平成21年度 水道用水供給事業再評価の委員会結果について | 写し | H22. 3 | 茨城県企業局 | 平成22年3月実施の水道用水供給事業再評価の結果 |
| 乙278 | 平成22年度茨城県地盤変動量調査事業 調査報告書 (抜粋) | 原本 | H23. 3 | 茨城県 (生活福祉部 環境対策課) | 直近の茨城県内の地盤沈下の状況 |
| 乙279 | 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則 (県規則第9号) (抜粋) | 原本 | S52. 3. 18 | 茨城県 | 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則 |
| 乙280 | 平成22年版日本の水資源 (抜粋) | 写し | H22. 8 | 国土交通省 | バーチャルウォーターという考え方等 |